

食品に係る放射性物質検査結果

対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

県内に流通する食品の安全性を確認しました。

検査結果の詳細は「みやぎ原子力情報ステーション」で公表しています。

みやぎ原子力情報ステーション

<http://www.r-info-miyagi.jp/r-info>



● 食品の放射性物質検査結果の概要

県内で生産された農畜水林産物、県内に流通している食品等に含まれる放射性物質検査です。

区分	検査対象	基準値 Bq/kg	検査 点数	基準値 超過数	内訳		備考
					精密・簡易の別	検査点数	
農産物	野菜類、果実類、穀類等	100	304	0	精密		
畜産物	原乳	50	12	0	精密		
	牛肉	100	5,551	0	簡易		
水産物	海産魚種、内水面魚類ほか	100	14,218	0	精密	5,544	
					簡易※1	8,674	
林産物	きのこ類、たけのこ、山菜類	100	624	38	精密		
野生鳥獣肉	(食用)ニホンジカ、イノシシ	100	489	23	精密		
	イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカほか		99	8	精密		
流通食品	飲料水	10	18	0	精密		
	牛乳、乳児用食品	50	72	0	精密		
	一般食品	100	244	0	簡易		
県民持込物	家庭菜園ほか(非食品含む)	各々※2	76	3	簡易		
小計			21,631	72			

● 基準値を超過した食品の詳細

区分	品目名	栽培タイプ (ハウス・露地・野生・その他)	基準値超過点数	採取地における出 荷制限等※3 (無・有・一部)	備考
林産物	マツタケ	野生	1	一部	全量検査
林産物	乾燥コウタケ	野生	3	無	モニタリング検査
林産物	タケノコ	野生	28	一部	全量検査
林産物	コシアブラ	野生	2	有	モニタリング検査
林産物	ゼンマイ	野生	4	一部	全量検査
野生鳥獣	ニホンジカ(食用)	野生	2	一部	全頭検査
野生鳥獣	イノシシ(食用)	野生	21	一部	全頭検査
野生鳥獣	ニホンジカ	野生	1	有	モニタリング検査
野生鳥獣	イノシシ	野生	7	有	モニタリング検査
県民持込物	キノコ類	野生 自家採取	3	有	シメジ、シロメリイグチ、ハナイグチ
小計			72		

基準値を超過したものは全て廃棄され、流通していません。

- ※1 水産物の簡易検査の点数は、魚市場等で検査された点数を記載しています。
- ※2 一般食品については、食品衛生法で定める基準値(100Bq/kg)を参考として運用
- ※3 出荷制限のある地域の食品は、放射性物質のモニタリングを目的に検査しており、一般市場には流通しません。
- ※4 生産物を全量検査することを条件の一つとして出荷制限が一部解除された食品については、基準値を超過したものは全て廃棄されます。

食品に係る放射性物質検査結果

対象期間：令和7年4月1日～令和7年4月30日

県内に流通する食品の安全性を確認しました。

検査結果の詳細は「みやぎ原子力情報ステーション」で公表しています。

みやぎ原子力情報ステーション

<http://www.r-info-miyagi.jp/r-info>



● 食品の放射性物質検査結果の概要

県内で生産された農畜水産物、県内に流通している食品等に含まれる放射性物質検査です。

区分	検査対象	基準値 Bq/kg	検査 点数	基準値 超過数	内訳		備考
					精密・簡易の別	検査点数	
農産物	野菜類、果実類、穀類等	100	19	0	精密		
畜産物	原乳	50	3	0	精密		
	牛肉	100	467	0	簡易		
水産物	海産魚種、内水面魚類ほか	100	830	0	精密	264	
					簡易※1	566	
林産物	きのこ類、たけのこ、山菜類	100	80	0	精密		
野生鳥獣肉	(食用)ニホンジカ、イノシシ	100	26	3	精密		
	イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカほか		2	0	精密		非食用
流通食品	飲料水	10	0	0	精密		
	牛乳、乳児用食品	50	0	0	精密		
	一般食品	100	3	0	簡易		
県民持込物	家庭菜園ほか(非食品含む)	各々※2	18	0	簡易		
小計			1,430	3			

● 基準値を超過した食品の詳細

区分	品目名	栽培タイプ (ハウス・露地・野生・その他)	基準値超過点数	採取地における出 荷制限等※3 (無・有・一部)	備考
野生鳥獣	イノシシ(食用)	野生	3	一部	全頭検査
小計			3		

基準値を超過したものは全て廃棄され、流通していません。

※1 水産物の簡易検査の点数は、魚市場等で検査された点数を記載しています。

※2 一般食品については、食品衛生法で定める基準値(100Bq/kg)を参考として運用

※3 出荷制限のある地域の食品は、放射性物質のモニタリングを目的に検査しており、一般市場には流通しません。

※4 生産物を全量検査することを条件の一つとして出荷制限が一部解除された食品については、基準値を超過したものは全て廃棄されます。